

東京高裁総第003959号

(庶ろー03)

平成24年11月1日

最高裁判所事務総局広報課長 殿

東京高等裁判所長官 吉 戒 修 一

東京及び名古屋各高等裁判所管内広報担当者協議会の協議問題について

(7月18日付け最高裁広第000185号に対する通知)

標記の協議会の協議問題は、別添のとおりです。



平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
1	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員裁判における記者クラブからの要望の変化について	裁判員制度の施行から3年余りが経過し、報道の注目度も施行時と比較すれば、相対的に低くなっており、著名事件や無罪等の事件以外では、報道されることも少ない。 このような状況であっても、当庁においては、記者クラブからの要望に変化がないことから、3年経過を目処にクラブに対して要望の検討をしてもらったが、結果的に従前の要望が維持されている。 そこで、各庁において、次の事項につき、記者クラブからの要望に変化が見られるのか、変化があるとすればその内容について教えていただきたい。 ① 公判前メモ ② 裁判員選任方法に関する情報 ③ 記者席の確保 ④ 判決要旨の提供 ⑤ 記者会見の実施	東京地	東京高	これまでにも同様の議論はなされてきていると思われるが、現在までに各庁の実情に変化があれば伺いたい。 各庁の実情に応じ、記者クラブに申し入れをすることは考えられる。 また、最高裁のご意見を伺いたい。			
2	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	報道機関に対する裁判員裁判に関する情報提供について、見直す予定があるか。	制度実施前に新聞協会とセットされたところに従って、現在もお公判前整理手続に関する情報、選任手続に関する情報を提供しているが、現状、記者の関心は薄く、他方でメモを作成する裁判部の負担ともなっており、見直しが必要と考えているところであるので、これについての御意見を伺いたい。	横浜地	東京高	同上			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
3	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	報道機関への便宜供与の在り方について	(出題理由) 現在、報道機関には種々の便宜供与を行っているが、裁判員裁判に対する報道の現状を見ると、報道機関は、社会の耳目を集める事件のみを報道するというスタンスに移行しているように思われる。そこで、各庁における報道機関への便宜供与の実情及び今後の裁判員裁判に関する報道機関への便宜供与の在り方について協議を行いたい。 (出題庁の意見) 当庁としては、現状を踏まえ、記者クラブとも協議の上、効率化できる部分は効率化していきたいと考えている。	千葉地	東京高	同上			
4	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	記者クラブ加盟社が1社も判決の傍聴をしていない事件で、記者クラブの要望に応じて判決要旨を交付することがあるかどうか、各庁の実情をうかがいたい。	当庁では、裁判員対象事件につき、記者クラブからの要望に応じて判決要旨の提供を行っているが、公判を傍聴せずに判決の記事を書いている報道機関がある。 判決要旨は傍聴取材の正確性を補充するためのものであり、プレスリリースペーパーではないので、傍聴取材が原則であることを記者クラブに働き掛けたいが、その参考とするため各庁のご実情をおうかがいたい。	さいたま地	東京高	各庁において記者クラブへの働き掛けをした参考例があれば伺いたい。 また、公判を傍聴して記事を執筆すべきであるという点は原庁意見のとおりである。このような機会を捉えて記者に指導をすることも考えられたい。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
5	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員経験者の記者会見の充実化について	裁判員経験者の記者会見については、全事件について申請されている。しかし、報道の関心は低く出席記者及び質問内容が固定化され、著名事件や無罪等の事件以外では、一部の社を除けば報道もなされていない状況である。 このような状況下であっても、会見を実施することにより、裁判員経験者が述べた率直な感想等を収集し、今後の制度運用に役立てることができるというメリットが認められることから、会見をより充実化するためにはどうしたらよいのかという検討を加える必要がある。 そこで、各庁における充実化に向けた工夫や方策について伺いたい。	東京地	東京高	各庁の実情を伺いたい。 これまでの議論を踏まえ、記者会見の充実化・改善に向けて記者クラブと協議した参考例があればご紹介いただきたい。 また、最高裁として検討しているものがあれば伺いたい。			
6	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員等経験者の記者会見に対する改善策等について	裁判員等経験者の記者会見の実施について、負担軽減などの改善策等がありましたら、御紹介いただきたい。	静岡地	東京高	同上			
7	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員裁判における裁判員経験者の記者会見の在り方について	当庁では、本庁及び松本支部とも、形骸化しており、 ①記者会見に応じた裁判員経験者よりも、出席する記者の方が少ないことも何度かあった。 ②質問が毎回定型的なものとなっている。 ①については、幹事社を通じて働きかけを行った。②については、裁判所から積極的に働きかけを行うのめいかがなものかと思われる。 そこで、各庁での工夫例等があれば伺いたい。	長野地家	東京高	同上			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
8	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	支部における裁判員等経験者の 記者会見に立ち会う担当者を庶務 課長と刑事松延管理官(裁判員調 整官)とすることについて	静岡地裁では、本庁以外に沼津支 部及び浜松支部において裁判員裁 判が実施されており、それぞれの支 部では毎月一、二回の判決期日 があり、裁判員等経験者の記者会見が 予定されている。 ところが、これらの記者会見に本庁 から出向くことは煩雑であり、また、 記者会見自体も、制度施行3年を経 過した現在、質問は3点程度(①裁 判員裁判を経験した感想、②難し かったところ、③今後の改善点)であ り、さらに、裁判員等の話は、ほとん ど掲載されていない。 このような実情を踏まえると、支部 における裁判員等経験者の記者会 見に立ち会う担当者は、庶務課長と 刑事松延管理官(裁判員調整官)の 両名とすることで特段の支障はない ものとする。 ただし、一定の配慮(①最初は、総 務課長又は総務課課長補佐が一緒 に立ち会うとともに、指導等を行う、 ②庶務課長と刑事松延管理官のど ちらかが立会に支障がある場合に は、総務課長又は総務課課長補佐 が立ち会う等)は必要であると考え る。	静岡地	東京高	裁判員制度も施行後3年を経 過し、見直しの時期に入ってい る。これを踏まえると、記者会 見についても今後実質化して いくことが考えられるため、立 会いに関して代替措置を講ず るとしても、見直しの状況を踏 まえて慎重に検討する必要が あるのではないかと。 なお、代替措置を講ずるとし ても、記者会見の立会いに対 応できる人材を育成する態勢 を整えることも肝心である。 以上を踏まえ、各庁で検討し ていることがあればご紹介いた だきたい。			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
9	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	平成25年度における裁判員経験者の意見交換会の開催回数について、上級庁のお考えをうかがいたい。	制度施行3年後の見直しの検討資料を得るために本年度は意見交換会を多数回開催する必要がある。 しかし、当庁では次のような事情があり、来年度以降は回数を絞ってメリハリのある内容で開催するのがよりよい結果が得られると考えている。 (1) 経験者から「昔のことなので忘れてしまった。」旨の発言がよく出る。そこで、比較的記憶が鮮明な直近終局事件の経験者からの募集に絞りたい。ただし、募集母体が縮小するため、多数回の開催は困難になると予想している。 (2) 当庁では県警記者クラブが司法記者クラブを兼ねているため、クラブ所属の記者が忙しく、毎月の意見交換会に傍聴に来ない。そのため、広報行事としての効果が得られていない。開催回数を絞り込んで、記者の傍聴を促したい。	さいたま地	東京高	最高裁のご意見を伺いたい。			
10	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員経験者の意見交換会での議論の活性化のために各庁で行われている工夫例について	当庁で以前行われた意見交換会では、出席者が、自分が担当した事件の情報(書証の量や証人の陳述内容など)を忘れていて、議論が活発にならないことがあった。そこで前回から、担当事件の審理予定表を机上配布(終了後回収)し、記憶喚起をはかったところ、以前より活発な意見交換が行われるようになった。限られた時間の中で、裁判員経験者から意見を聴取しておくべき事項について、活発な意見交換がなされるようにするための方策など、各庁の工夫例を御紹介いただきたい。	甲府地家裁	東京高	各庁の実情を伺いたい。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
11	報道対応 (その他)	少年	外国プレスに対する対応 (決定要旨の交付の可否等について)	各庁において外国プレスへの対応がある場合に、上記2団体の加盟社かどうかで記者に対する対応に差異を設けているか、上記2団体に対して判決(決定)要旨を交付した事例があるか、その他対応上疑義が生じた事例等について、各庁の対応状況を情報交換したい。	東京家	東京高	各庁の実情を伺いたい。 なお、要旨の交付等の便宜供与については、主体の公共性・目的の公益性を考慮して判断されるべきことはもちろんのこと、少年事件においては、事案の著名性・社会への影響等をも考慮して、裁判所が説明責任を負う対象範囲(当該外国プレスも含むか)を検討することになると思われるほか、裁判体の意向を確認することも必要と考える。			
12	報道対応 (その他)	少年	少年事件において、報道機関に対して、審判要旨の要請の有無を確認されているか。確認されている場合、どのようなケースにおいて、どのタイミングで行っているのかを伺いたい。	当庁においては、家裁送致時に取材があった事件の中で、さらに「審判の結果が出たら、結果を教えてほしい」旨の要請があった場合に、審判要旨の要請の有無を確認している。審判要旨の要請の有無を確認すれば、ほとんどのケースにおいて要請してくるのが通例であり、事件部の負担と報道機関に対する便宜供与とのバランスから、どのような取扱いが相当であるのかを今後検討する上で、参考としたい。	千葉家	東京高	各庁の実情を伺いたい。 なお、事案ごとに著名性・社会への影響等を考慮して便宜供与の要否について予め庁として検討しておくのが相当ではないか。 例えば、逮捕時の新聞報道の取扱いの大きさ等も目安になりうると思われる。 なお、少年事件について決定の要旨を提供するのは、原則として報道機関から提供を求められた場合と考える。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
13	報道対応 (その他)	少年	家裁送致時や終局時に問合せがなかったいじめの加害者とされる少年の処分結果について、どの程度の範囲で照会に応じているのか、各庁の実情を伺いたい。	いじめへの関心が高まり、いじめの行為が少年事件として送致された際や終局時に報道機関から処分結果の照会を受けることがある。その一方で、少年事件として送致された時点や終局時には報道されることがなかったものの、事件終局後しばらく経った後に被害者側が損害賠償請求等を行ったため、報道機関の関心を得ることもある。 前者の場合には、社会の耳目を集めているという観点から比較的積極的に照会に応じているが、後者のような場合、非公開という少年事件の原則に立ち返って照会には応じないとの考え方がある一方で、社会の関心の高まりを考えれば、一定の範囲で処分結果を回答すべきではないかとも考える。各庁の実情や対応にあたっての留意点などを伺いたい。	前橋家	東京高	各庁に実例があれば伺いたい。 なお、記者に対してどこまで広報するかは個別具体的に判断することになるが、まず、記者の取材意図の主眼が少年事件(少年事件の背景事情や関連する他の事情に関わるもの)にあるのか、民事事件にあるのかを見極める必要があるのではないかと。さらに、審判後相当程度期間が経過している場合には、少年の情操保護や更生の妨げにならないよう、またプライバシーに配慮しつつ、より慎重に検討することが必要になろう。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
14	報道対応 (その他)	家事	後見人の不正を告発した事案において、当該後見人が専門職後見人である、不正使用金額が多額である等の理由により、報道対応を行わなければならない場合の留意点について	家庭裁判所に係属する事件は、人訴事件を除いて非公開であり、報道対応は、記者からの取材に応じて個別に行うのが原則である。このスタンスを前提とすれば、後見人の不正事案に関しても、捜査機関の報道発表を受けた記者からの裏取り取材にその範囲で応じれば足りることとなるが、協議問題のような事案においては、裁判所側から積極的に報道発表することも考えられる。 当庁においては、これまで告発を行ったのが親族後見人の事案であったことから、積極対応を行った例はない。しかしながら、今後、後見事件（及び財産管理事件）への取組みを強化していく中で、社会的耳目を集めるような不正事案が発覚しないとも限らず、その場合に、報道対応のノウハウが豊富に蓄積されているとは言いがたい家庭裁判所において迅速に十分な対応が取れるかどうか、不安を禁じ得ない。 そこで、このような場合における一般的な考え方や、積極対応を行うとした場合の留意点等について、御教示いただきたい。	さいたま家	東京高	積極的に広報していくか否かについては、社会的な注目度や説明責任の程度などを考慮する反面、関係者のプライバシーへの配慮や同種事案に対する公表の前例となる点なども踏まえて慎重に検討する必要がある。よって、積極的に公表していく事案はかなり限定されるのではないかと。 他方、取材があった場合の対応については、事案の特性に応じて適切に説明責任を果たす姿勢が大切であり、十分な準備が必要と思われる。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
15	報道対応 (その他)	家事	成年後見人を告発した際の報道対応案を作成するに当たり、当該事件に関する具体的な事実確認に向けて、各庁が実施している取組を伺いたい。	成年後見人を告発した際の報道対応については、平成23年8月29日付け広報課長、家庭局第一課長書簡で、当該事件に関する緻密な事実確認及び原因を分析したうえ、事案に応じた適切な報道対応案を作成するよう記載されている。 確かに、告発にかかる事実を特定できないと、地検に受理されないし、結果、報道対応まで進まない。しかし、事案によっては、事実確認が困難な事案があると思われるが、そういった困難な事案があった場合の事実確認に向けて各庁が具体的に実施している取組を伺いたい。	水戸家	東京高	監督経過を含めた事案解明については、事件部が中心となって、または事務局(総務課)と協力態勢を組むなどして取り組んでいるものと理解しているが(他方、なかなかそれがうまく機能していない実情も耳にするところである。)、このことを踏まえて各庁の実情を伺いたい。			
16	報道対応 (その他)	家事	後見人等による不適切な行為について調査中に取材を受けた場合の報道対応において留意すべき事項は何か。	これまで、後見人等の不正行為を告発した際の報道対応案については検討が行われているが、後見人等による不適切な行為について調査中で、まだ不正行為であると確定していない段階での報道対応についてはあまり検討されておらず、事件関係者のプライバシーと裁判所の説明責任のいずれを優先すべきか判断に迷う事案も少なくないと思われる。各庁において事例があればご紹介いただきたい。	宇都宮家	東京高	 一般的には、事実確認が終了していない段階では、基本スタンスを決めることはできない。よって、事案解明を急ぐ必要がある。なお、この段階で取材をしてくるとすれば、何らかの特殊な視点で取材をしていると考えられることから、事案解明を早急に進める傍ら、しっかりと取材意図を確認するのが肝要である。			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
17	報道対応 (その他)	家事	成年後見人等を告発した場合における報道対応案の内容について	家庭局から平成21年3月付「成年後見人を告発した際の報道対応案」が配布され、その後、平成23年8月29日付け広報課長、家庭局第一課長書簡が発出され、前記対応案の問立てや回答案によることなく、当該事件に関する綿密な事実確認及び原因分析をしたうえ、事案に応じた適切な報道対応案を作成するよう指示されているところである。 報道対応案の作成において、出来る限りプライバシーや捜査に影響しない範囲で事実関係を説明していく必要があるとのことではあるが、非公開手続の事件において、どこまで説明できるのか判然とせず、作成に大変苦慮した。 事案ごとに対応案の内容も異なることはわかるが、省力化のためにも事実関係等についてどの程度の記載をすべきか(例えば、年月日を記載して時系列で記載するなど)ある程度の指針を示していただくことはできないか。	静岡家	東京高	最高裁のご意見を伺いたい。事実関係は、まず告発事実を中心に説明することになると思われるが、「プライバシー」については主として個人情報にかかる内容等を盛り込むことの適否を個別に検討し、「捜査への影響」については予め捜査側と調整することになると思われる。 他方、「告発事実が判明した事実経過」と「監督事務の具体的事実関係」も同様の配慮が必要と思われるが、さらに裁判所側の落ち度(見落としなど)の有無、落ち度と被害拡大との間の因果関係如何などに留意しながら、「隠蔽」と取られることの無いよう、個別に説明責任の範囲・内容を検討することになると思われる。			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
18	報道対応 (その他)	その他	ミintas等の裁判事務支援システムが導入されたことに伴う、適切な報道対応を行う上での留意事項は何か。	ミintasやケイタスなどの裁判事務支援システムが導入され、例えば、次回期日、期日の種類や弁護人名などは、同システムを利用すれば、担当部に確認せずに把握することが可能になった。 しかし、正確性を確保するためには、同システムに入力された事項を鵜呑みにすることは相当ではなく、逐一担当部に確認する必要がある。他方、すべての事項に関して担当部に確認することは煩雑であるし、担当部への負担も大きい。 そこで、各庁における、システムで把握可能な事項に関して、正確な報道を行う上で留意している事項があれば、教えていただきたい。	東京地	東京高	ミintas等のシステムが導入されたとしても、やはり正確性が最優先されるべきであり、最終的には担当部に直接確認した内容を基に報道対応することが基本となる。 各種システムは基本的には補助ツールとして活用することが考えられるが、どのように活用することが省力化に繋がるのか、各庁の事務の活用状況について伺いたい。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
19	報道対応 (その他)	その他	新しいメディアへの便宜供与について	技術の進歩からインターネットメディアが登場し、メディアの構造も変化した。その結果、新しいメディアに所属する報道記者や特定のメディアに所属しないフリーランスの報道記者等が増加し、裁判報道のために便宜供与を求めるようになってきた。 そこで、このような新しいメディアやフリーランスからの便宜供与申請について、その有無及び申請があった場合の対応について伺いたい。	東京地	東京高				
20	報道対応 (その他)	その他	司法記者クラブに加盟していない報道機関に対する便宜供与について	司法記者クラブに加盟していない報道機関から便宜供与を求められた場合の対応について、各庁の運用や留意点等について伺いたい。	新潟地	東京高	各庁の実例があれば伺いたい。 原則どおり、主体の公共性及び目的の公益性の観点で個別に検討することとなる。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
21	報道対応 (その他)	その他	法廷内記者のパソコン使用について	法廷内でのパソコン使用の可否については、傍聴人や記者の別を問わず、訴訟指揮の観点から、個々の裁判体の判断により決せられるものとする(当庁においては、裁判官の申し合わせなど画一的な基準があるわけではない。) 現状では、記者からパソコンを使用したいとの具体的な話があるわけではないが、検察官や弁護人が法廷内でパソコンを使用している姿を見た記者が、自分たちも使用したいと申し出てくる可能性がある。 そこで、法廷記者のパソコン使用の扱いを伺いたい。	東京地	東京高	各庁の実情ないし議論していることがあればご紹介いただきたい。 原庁案のとおり、性格は個々の裁判体の判断により決せられるものであるが、東京高裁の民事部及び刑事部並びに東京地裁の民事部及び刑事部においては、傍聴席でのパソコン使用は原則禁止という取り扱いをしている。			
22	報道対応 (その他)	その他	検察審査会への取材に対する総務課の関与について	検察審査会に対する社会的な耳目が集まる中、報道機関からの取材に対して、検察審査会事務局からの依頼により総務課が協力する場合に、留意されている点があればご教示いただきたい。 [REDACTED]	宇都宮地	東京高	各庁の実情を伺いたい。 検察審査会は裁判所から独立した組織であることから、原則として検察審査会事務局が報道対応をすることになる。 ただし、総務課が記者と検察審査会の間を取り次いだり、報道対応に不慣れな検察審査会事務局に助言等を行うことは十分考えられる。			
23	報道対応 (その他)	その他	記者クラブ加盟社の記者に対し、裁判手続について知ってもらうために効果的な手法で成果を上げている事例があれば教えていただきたい。	正確な報道のため、裁判手続や裁判所のことを記者クラブ加盟社の記者に知ってほしいが、記者も忙しい。短時間で行える働き掛けで効果的な手法があれば御教示いただきたい。	さいたま地	東京高	定期的に所長が記者との間で懇談会を実施しているなど、各庁の工夫例があればご紹介いただきたい。			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
24	報道対応 (その他)	その他	報道機関に対する知識付与等の 在り方について	報道機関が適切な裁判報道を行 うためには、一定程度裁判に対す る正確な理解が必要と思われる。 現在は、事件種別に応じた丁寧な 説明を行うことで対応している が、各庁において、報道機関に適 切な裁判報道を行ってもらうため に工夫している点があれば伺いた い。	千葉地	東京高	同上			
25	報道対応 (その他)	その他	広報担当者(報道対応事務)の 育成の観点から、各庁において、 どのような事務分配や工夫を行っ ているのかを伺いたい。	当庁において、報道対応は課長及 び課長補佐が担当しているが、将来 の担当者の育成の観点や双方が不 在時の対応等から、できる限り係長 クラスにも関与させたいと考えてい る。 そこで、各庁における事務分配や 工夫例を伺って、今後の参考にしたい。	千葉家	東京高	総務課組織改編後に新設さ れた広報係の運用状況も含め て、各庁の実情を伺いたい。			
26	報道対応 (その他)	その他	裁判所構内における当事者等の 入構場面の撮影について	当庁では、当事者が構内に入構す る場面の撮影について、司法記者ク ラブ幹事社から撮影希望日の2日前 までに書面で撮影許可申請があった 場合、被撮影者の同意を前提として 許可している。従前は撮影場所を限 定していなかったが、裁判所利用者 の通行の妨げとなることから、近時、 撮影場所の範囲を限定した。そもそ も構内における撮影を許可している かどうかも含め、各庁の実情や工夫 点を伺いたい。	新潟地	東京高	各庁の実情を伺いたい。 なお、東京高裁では柵を設け て撮影位置を指定している。 あくまでも裁判所としては場 所を貸しているというスタンス で、裁判所利用者に対する配 慮等はクラブ側の責任で行って もらっている。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
27	一般広報 (その他)	刑事(裁判員)	法教育が本格化し始め、中学や高校から、講師派遣、裁判所職員インタビュー、裁判傍聴などの希望が多数寄せられている。これらに対する基本的なスタンスはどうあるべきか。	法教育は法務省が第一次的に担当する事項であり、また、予算上の制約等もあるかと思われるが、多数寄せられる学校側からの要望にはある程度積極的に対応する必要があると考えているところであるので、これについての御意見を伺いたい。	横浜地	東京高	現有の人的態勢及び担当する職員の負担等を考慮し、各庁の実情に応じて実施されたい。			
28	一般広報 (その他)	その他	最近、大学や高校などの教育機関、さらには、地方自治体や地域包括支援センターなどの団体から、庁舎見学や手続説明の実施を申し入れられることが増えてきた。現在のところ、施設や担当者の工夫をして、可能な限り受け入れるようにしているが、それでも、事情によっては受入れを断わらなければならないケースも出てきている。 については、このような見学等の申し入れに対し、各庁においてどのようなスタンスで対応されているか、また、受入れにあたって基準等を設けているのであれば、その基準等の内容について伺いたい。	(出題理由) 協議問題のとおりであるが、施設や職員の確保が必要なため、見学等の受入れには限界がある。その中で、どの程度まで見学等を受け入れるか、受け入れる場合にはどのような事情、団体を優先するかなどについて迷いがある。特に家裁では、成年後見制度がらみの見学等の依頼が増えており、その筋の依頼はなかなか疎かにできない。そこで、各庁の実情を伺いたいと思った。 (意見) 当庁の規模(担当は総務課文書係。見学等のほかに、文書事務や情報セキュリティ、広報行事、家裁委員会などを担当)では、基本的に月1回程度の受入れが上限だと感じている。その中で、基本的には申込み順に受け付け、融通が利く範囲で、成年後見制度がらみの案件を受け入れていくことを考えている。	横浜家	東京高	現有の人的態勢及び担当する職員の負担等を考慮し、各庁の実情に応じて実施されたい。 なお、期間ごとにテーマを決めて見学会等を実施し、成年後見制度関係に力を入れるのであれば、その回数を増やすなどの方法もあるのではないかと。 また、各庁の取り組みや実情等を伺いたい。			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
29	一般広報 (その他)	その他	裁判所(法廷)見学の受入スタンス等について	近時、職場体験学習として、学校から裁判所(法廷)見学や裁判傍聴及びそれに合わせた裁判官、書記官による講話依頼が非常に多い。当庁としては、裁判所に対する国民の理解を得る良い機会となると考え、可能な限り依頼を受けている。しかしながら、学校からの見学依頼は、実施時期が重なること、人数が多く、理解度に差があるため、他の団体と合わせて行うことが難しいことから、空き法廷の確保及び説明職員の調整が難しく、苦勞している。 そこで、各庁における裁判所(法廷)見学の受入スタンス(予め見学可能な日程をHPなどに掲載し、それ以外は原則として受けない等。)及びできる限り多く受け入れるための工夫例を教えていただきたい。	前橋地	東京高	現有の人的態勢及び担当する職員の負担等を考慮し、各庁の実情に応じて実施されたい。 また、各庁の工夫例・実情を伺いたい。			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
30	一般広報 (その他)	家事	家庭裁判所における積極広報について	家裁は離婚や後見といった国民生活に身近な手続を扱うが、国民には馴染みが薄く、ほとんど知られていないとの指摘を受けることがある。また、家裁の手続に関する記事やWEBページなどの多くは片面的な視点や感想によるものが多く、誤解を与えかねないとの指摘もされる。 当庁の積極広報はこれまで、リーフレット等の配付のほか、憲法週間行事などに限られているが、近年の裁判員制度に関する裁判所の積極的な広報を踏まえ、今般の家事事件手続法施行に向け、家裁委員会委員や記者などからも、積極的な広報を行って手続についての情報発信をすべきとの声がある。 これを受け、積極的な広報の可能性について考える必要があり、本協議問題を挙げた。 当庁では、裁判所が受動的な機関であることに加え、法テラスなど国民の相談を受ける機関が国民へのサービスを行っていることもあり、積極広報が直接、国民の適正な手続選択に資するものでもないと考え、これまでの枠を超えた積極広報には現時点で消極との考えである。	新潟県	東京高	裁判員制度に関する積極広報は、広く国民が刑事訴訟手続に直接参加する制度であるという点で、その他一般の新しい手続法の施行の場合とは本質的に異なると考えられる。 広報活動は、広報ニーズを的確に把握した上で、担当する職員の負担等とのバランスを考慮しながら、各庁の実情に応じて実施されたい。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
31	一般広報 (その他)	その他	効果的かつ効率的な広報活動の 在り方について	当庁では、年2回の広報行事開催、不定期(申し込みによる)の庁舎見学会、年2回の広報誌のウェブサイト掲載等が積極広報の主な業務であるところ、広報行事や広報誌については、内容的なバリエーションが乏しく手詰まり感がある。これらの業務について、各庁で何か工夫をしていることがあれば御紹介いただきたい。さらに、他に効果的な広報活動を行っている庁があればその内容を教えてもらいたい。 また、当庁の広報行事においては、模擬調停(審判)を行い、さらに参加型の行事とするためにクイズやグループディスカッションを実施しているが、事件部と連携しながら行う準備作業はかなり事務負担が大きいと感じている。各庁において準備作業の効率化を図っている工夫例等があれば御紹介いただきたい。	東京家	東京高	現有の人的態勢及び担当する職員の負担等を考慮し、各庁の実情に応じて実施されたい。 なお、裁判所の広報においては、バリエーションや斬新さを求めるよりも、広報効果のある広報行事等を幅広い対象に向けて発信する工夫の方が必要ではないか。			
32	一般広報 (その他)	その他	今後の広報活動の在り方について	裁判所では、各種の広報活動を行っているが、その効果に差異が見られる。具体的には、毎月の広報テーマについては、報道機関及び県内56箇所の地方公共団体に周知した上、広報誌等への掲載依頼をしているが、ほとんど掲載されていないのが実情である。 そこで、今後の広報活動としては、より広報効果が期待できる裁判所施設を活用した広報活動を積極的に展開していきたいと考えていることから、今後の広報活動を展開する上で、どのような点に重点を置くべきかについて協議を行いたい。	千葉地	東京高	広報誌等への掲載を促進する方策、裁判所施設を活用した広報活動について、各庁の実例を伺いたい。 (原庁の趣旨を確認) 「今後の広報活動」とあるのは、必ずしも広報テーマを離れてということではなく、広報テーマを含めて裁判所施設を利用した種々の広報活動を展開していきたいという趣旨である。			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
33	一般広報 (その他)	その他	憲法週間行事、法の日週間行事等、裁判所が行う広報行事において、実施上の工夫例を伺いたい。	当庁においては、家事・少年の各テーマに沿ったオリジナルの寸劇用のシナリオを各回ごとに作成し、本番に向けてリハーサルを重ねて実施しているが、他庁において、コストパフォーマンスに優れた実施例があれば、今後の参考にしたい。	千葉家	東京高	各庁の実情を伺いたい。			
34	一般広報 (その他)	その他	裁判所における広報行事の企画について、より充実した広報活動を展開するための取組み、工夫例等について伺いたい。	当庁における広報行事は、憲法週間や法の日週間などの記念行事を中心として企画、実施がなされているが、実際に国民と接する場を作ることには、様々な司法制度を理解してもらうためにも、非常に良い機会であると考えられている。しかし、その企画内容については、裁判所の施設見学、無料法律相談などが繰り返して行われており、なかなか斬新な企画がなされていない状況である。そこで、本年度の法の日週間行事については、関係機関の協力を得ながら、裁判官、検察官、弁護士及び法テラス担当者によるリレー講話を企画するなど、新しい企画を試しているが、今後のより効果的な広報活動の在り方を検討するためにも、各庁における取組み、工夫例を伺いたい。 また、行事等の企画の他にも、裁判所内における「展示」やウェブサイト活用など、日常的に裁判所で行われている広報企画について工夫されている点があれば御教示をお願いしたい。	水戸地	東京高	各庁の工夫例・実情を伺いたい。			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 東京高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
35	一般広報 (その他)	その他	裁判所が行う広報行事の実施について	法の日週間行事として、90周年を迎えた調停制度に関する説明会を家裁との合同で企画した中で、裁判官や職員からの説明に加えて民事調停委員からの説明を検討したものの、調停委員については実施を見送った経緯がある。裁判所が行う広報行事に職員以外の者が参加した事例があればご紹介いただき、今後の参考とさせていただきたい。	宇都宮地	東京高	各庁の実情を伺いたい。			
36	一般広報 (その他)	その他	広報用映像ソフトについて	当庁では、庁舎見学時に制度広報用映像「知っていますか？裁判所」及び「あなたも参加する刑事裁判～裁判員制度が始まります～」を上映することが多いが、いずれも作成されてから相当期間が経過しており、視聴者から「映像が古い。」という印象を持たれることは否めない。これらの更新の予定について伺いたい。	新潟地	東京高	最高裁のご意見を伺いたい。			